

張居正の土地丈量（下）

— 全體像と歴史的意義把握のために —

西村元照

目次

はじめに

一 丈量の前提

二 萬曆九年の土地丈量

(一) 當爲の丈量像

(二) 丈量の實態——その一——（以上前號）

(三) 丈量の實態——その二——

(四) 丈量の成果

三 ポスト張居正

小 結

(三) 丈量の實態——その二——

丈量が基本的に中間搾取の否定を目差す以上當然地主層の利益とは相容れない。地主層がこの國家的事業に對應するには、丈量の盲點を衝いて納税忌避という自己の既得權を失わないようにすることだろう。そこで地主層の立場から丈量の實態を捉え直すこととしよう。

まず第一の問題は弓尺にあった。若し全國で劃一的な尺度が用いられておれば丈量は文字通り測量となり、そこに得られる畝数は統一的な面積を表わすであらう。またたとえ全國的に統一されていなくとも、地域ごとに劃一的な尺度が用いられていたなら、地域ごとの慣行を活かした形で統一的な面積が得られることになるだろう。そこで史料に照してみる

と弓尺に關して最も一般的な見解を示すものに明史食貨志がある。これによれば張居正が増額を以て功績としたので、官僚が競って小弓に改め田額を多くしたという。事實江蘇の江陰縣では知縣胡士鰲が自ら視察點檢した際、一々計算する餘裕が無く、國計の虧損することを憚って山地數を實際以上に水増ししたがまだ足りなかつたので、本來無税の管の池などを課税地に入れた例がある。また江東之によれば、北直隸順天府の密雲縣では弓歩を縮めて田畝を増したり、家屋や墳墓までもが課税地に數えられたという。また河南の臨漳縣では偽って増加報告した者がいるという。

このような地方官の土地増加報告に關する見解は全く通説化しているが、今その代表的論者の一人である陳恆力氏の説を採り上げてみよう。陳氏は『補農書』所掲の積畝數と今の市制のそれとを比較して、明末の一畝は大體今の市畝の九五パーセントに等しかつたとし六つの論據を示したが、その第六番目にこの張居正の丈量を擧げている。「各郡縣の官吏が上級官に媚びて小弓に改縮するという辦法を用い田畝の増額が得られるようにした。その結果萬曆年間の畝積に非常に大きな變動、つまり畝積縮小が起つた。補農書が作られたのは萬曆九年以後だからここに擧げられた畝積が小畝で計算されていることも判る」と述べている。ところでここに陳氏の用いた史料に幾らかの史料をも追加して計算し直したところ第三表のような結果を得た。

第三表 嘉興府下改弓表

平湖縣	面積增加率(%)	用いた弓(單位尺)	每弓改小數(單位寸)	每尺改小數(單位寸)
六・七五		五・八三	二	〇・三三五

嘉興縣	六・七七	五・七九	二	〇・三三五
嘉善縣	四・七四	六・九一	二	〇・二八一
張履祥	四七・〇	三・三	七	一・七五

これによれば面積増加率も一尺當りの改小數も全く違って、用いられた弓も三尺三寸のものから六尺九寸のものまで區々で一定しない。同じ浙江の嘉興府一府に於いてさえこれだけ差違が認められる以上、陳氏のようにこれらによって全國的趨勢を律することが出来るであらうか。まして同じ嘉興府下の海鹽縣では後に丈量の成果を検討する際紹介するよりに清丈結果が非常に信頼出來たという。また同じ浙江の金華府義烏縣でも丈量がうまく行っていた。また河南の汝寧府確山縣の人である劉淇も清丈結果が非常に正確だと述べている。そして鎮江府志にも明確に述べられているように、國家が田畝の増額を以て功績とする筈は無く、丈量擔當者が人の噂を聞いて税糧の虧損することを慮り、その弓歩を短かくしたものと考えねばならない。

ではせっかく丈量までしながら何故原額が不足するかというと、ここに地主層の隠田工作が介入したからだと考えられないだろうか。ここに指摘せねばならないのが、今問題にしたのと同じ嘉興府下の嘉興縣と秀水縣とでやはり隠田が行われていたという事實である。明實錄によれば丈量に際して朱灼らの豪戶が總書に賄賂を贈って所有田三萬三千五百畝を隠し、その分を嘉善縣に割り當てていたという。全く同じ事實が天下郡國利病書にも書かれているが、これによればかかる事態は嘉靖隆慶期以來續いて來たが、今回の丈量では特に甚しかったという。そしてこのような大地主層の隠田工作は江南一般で廣く行われたようである。というのは常州府志にも成化以來地主層の隠田が數十頃から數頃あったが、今回の丈量でもそれは除かれなかったという。また江東之によれば福建の興化縣では陳達という無賴漢が書算になり、那移や隠田の操作を自由に行つた。このため郷紳達は賄賂をせびられたが、新冊が出來上るまでに舊冊を焼いて證據を湮滅したとい

しかし一概に隠田工作とはいってもそれは容易なことではなく、ここに掲げた事例のように後に發覺する危険性を伴う。そこでもっと安全で確實な丈量の盲點が無いかというところは丈量方法自體の中にあつた。今回の丈量も亦基本的には土地所有者自身の申告制によつていたことである。というのは嘉靖隆慶期の丈量で非常に明瞭になるように、およそ丈量に際してはまず業戸と丈量擔當者による豫備丈量が行われるのであるが、今回の丈量でもかかる自丈段階が踏まれたことを指摘しよう。例えば萬曆常州府志によれば、圖正・圖副・弓手・書手・算手が清丈に當り、黃册書手が郷總冊を造るが、彼らは排年の業戸から選ばれ、これらを糧長が管督したという。⁰¹⁸また江西の建昌府で丈量に當つた許孚遠によれば、その申告は田主をして里甲・佃戸とともに相談させて書類に書かせる。選び出された公正・弓手等の丈量擔當者が業戸・佃戸とともに田土に到つて丈量し、小旗を田中に立てたという。⁰¹⁹また安徽の灤山縣志によれば、區劃を詳しく調べてから魚鱗圖を作る。本縣の田土を幾區にも分け、區ごとに號を設け、號ごとに公正・坂長・算手・書手をそれぞれ一人置いたという。⁰²⁰また海瑞によれば公正・書手・算手⁰²¹が選ばれてまず境界を決定し、每日流水魚鱗圖が作られたといつてゐる。これらは嘉靖隆慶期の丈量に於ける自丈段階で、民間人から構成される公正・弓手等の丈量擔當者と業戸と佃戸とが参加してまず境界の決定をしてから田土を丈量し魚鱗圖を作成して官に提出する方式と殆んど一致するのであるが、但し嘉靖・隆慶期の自丈段階に於いて確認出來た丈量冊への佃戸名登録が、地主制の定着していた地方で廣く一般に、今回もまた實施されたかどうかには就いては、史料制約があつて確認することが出來ない。⁰²²もつとも今回の丈量がこれらの地方的丈量の延長線上に位置する以上、丈量に關する技術的側面の多くは嘉靖・隆慶期の丈量方法が踏襲されたと考えられ、少なくとも今回の丈量でも自丈覆丈の二段階の手續きが踏まれたことは間違いない。事實張棟も覆丈の行われたことを指摘している。⁰²³更に丈量當時江西參政だつた喬懋敬によれば、「まず魚鱗圖冊が作られその寫しが送縣される。一圖の自丈が完了すると知縣が先に送られて來た魚鱗圖冊を携えて原地に現われて覆丈する。冊上に記載されている畝數と豫備評價

された等則とが正しければ、『丈驗相同』という四字の證明印を押し、後で歸戸冊を作るのに便利なようにした』という。⁰²⁴
 この覆丈の手續きも嘉靖隆慶期の丈量方法と殆んど一致し、その際知縣が全ての地目を覆丈し盡すのではなく、やはり抽丈方式が採用されたと考えられる。また自丈段階を踏まずに國家の側のみで全ての土地を量るとすれば、とうてい二年で全中國の集計まで出すことは出来ないから、かかる自丈覆丈の二段階方式が全國的に採用されたものと考えねばならぬ。従つて自丈段階が踏まれる以上、今回の丈量も亦基本的には業戸自身が自己の所有地を量つて報告するという申告制であつたと見做さねばならない。⁰²³するとことさら隱田工作までしなくとも、自丈段階で在地の清丈擔當者に働き掛けることにより量り方に手心を加えさせて、地主層の所有地を少く計らせることはむしろ容易に出來たであらう。唐鶴徵によれば、「法を畏れる地方官が山場溝瀆まで悉く量つて田土を増加したのは事實だが、しかしその一方で業戸が法を欺き恣いままに弊害を働いて自己の所有地を無税化した。このため増加した田土額は實態を伴わなかつた」と述べている。⁰²⁶また海瑞も里甲中の地主層が弓手・書手等に當つたため、小民の怨念は言語を絶するといっている。⁰²⁷

とすれば陳氏の官僚増額説や川勝氏の原額確保のための田土額操作説等はいずれも官僚の側面にのみ視點が偏向して、これに機敏に對應した地主層の活動を見落した片手落ちの觀察だといふべきであり、この點若干の修正が必要となるであらう。即ち弓尺の改小に象徴される丈量の弊害はただ單に上からの要請や便宜のみによつて起つたのではなく、むしろ地主層が浮き足立った地方官の弱みを見抜いて、現地で丈量を擔當する者達に働きかけて弓尺を自由に操作し、彼等の所有地を無税化乃至輕税化して申告したため、他の土地を實際より多く量る必要が起り、ここに廣汎な尺度の縮小が生まれたのであり、それでもまだ原額に合わない時には原額に合うように田土額の操作が行われたのであると見做すことによつて、初めて歴史的實態により近づくことが出来るのではないであらうか。

また地主層の對應は當然科則の決定にも及んでいた。前款で科則の決定が機械的便宜主義によつて行われようとしたことを確認したが、これはある程度公課負擔の公平を期すべき便法と解釋することも出來た。ところが實際はどうであらう。

張棟によれば、「實地に量る際、減弓・改弓・斜め量り・折算などの弊害が業戸によって行われた。また科則の決定に際しては上を中とし、中を下とするような弊害が公正によって行われた。そしてそれらを書類上に登記するに際してもAを減じてBを増し、所在地をあちこちに移し變えるような弊害が書手算手によって行われた」といつている。⁽¹²⁹⁾ また江東之によれば、全國に照會したところ、もと一畝のものが二畝三畝に數えられたり、下則のものが中則や上則にさせられたものが多いといふ。⁽¹²⁹⁾ とすればその結果ここに得られるものは何か。趙與治が明確に

聞、丈田時、科之高低、以田主強弱爲上下、往往沙得平、而平反入高。

と語るように、税負擔の多寡は、まさに土地所有者の力關係の強弱によって決められたのである。⁽¹³⁰⁾

以上によって丈量に對應した地主層の實態がほほ明らかになった。彼らは自丈段階で丈量擔當者に働きかけて弓尺を自由に操り、自己の所有地を無税化したばかりでなく、更に隱田工作や科則の決定に際しても壓力を加えることに成功した。この結果丈量後に得られる納税單位としての畝數は、まさに土地所有者の力關係に比例した階級的性格を帯びるものとなった。

但し、ここで當然問われなければならないのは、今回の丈量目的が一方に於いて地主層の中間搾取を否定することに置かれていながら、なお且つ他方では地主層に一方的に有利になる申告制等の丈量方法が採用されているのは一見矛盾するという問題だろう。つまり申告制が全國的に行われたことはほほ動かし難い事實だとはしても、それが所期の國家企劃としての丈量自體に含まれていたか否かが問題となる。かかる丈量方法をめぐる政策論争をこの時點で見つけることは出来ない。そしてこの疑問に答を得る手掛りは、前款に紹介した海瑞と唐可封との論戰に於いて、唐可封が「部議で便宜行事が許されている」といつていた指摘（前注⁽¹⁰⁾参照）であろう。この事實は單に巡撫以下の最大丈量單位ともなる分巡道の自由採量を認めたことを意味するばかりでなく、分巡道達が一方では以前の丈量身例を方法的に踏襲することにもなり、また他方では現地有力地主層の意思が丈量自體に反映されることをも暗に示している。といふことは國家が建前としては地

主層の中間搾取を否定しながら、現實には地主層の協力なしには、従つてたとえ地主層に有利なることを承知していても彼らと妥協しなければ丈量が行へなかつたことを意味する。張居正もまたかかる關係を熟知していればこそ、地主層を完全に取りつづすことまでは目差していなかつた（前號の參照）のであろう。従つて今回の丈量に際し、一方に於いて國家は地主層と敵對することをも辭さなかつたが、しかし他方に於いてはまた地主層と妥協していたことを認めねばならぬ。ところが國家が地主層と妥協し、丈量後に得られる徵稅單位畝數がたとえ階級的なものとなつたとしても、國家にとつて當面最大の關心事である徵稅の原額數が満たされるか否かに就いては關係のない問題だったのである。

四 丈量の成果

ではこの全國土地丈量は無意味なものであつたかといふと決してそうでは無い。そこでこの丈量の成果をいま歴史的な大きな流れの中に於ける意義として評價するのは暫く措くとして、丈量の終了した時點でどれだけの成果が擧げられていたかを限定的にみておこう。

第一の成果は丈量が全國的に完成したことだろ。從來巡撫からの報告が出揃わずしかも丈量が途中で中止されたとするのが通説であつたが、中止の詔敕と見做されたものが實は今回の清丈結果を出来るだけ尊重すべきことを諭した詔敕であり、また無いとされた巡撫からの報告もほぼ出揃つていて、しかも張居正自身清丈が成功したことを知つてから他界したのだから、今回の清丈は全國的にほぼ完成したと見做すべきではないかといふ見解を筆者は既に發表した。⁽¹³²⁾ その際婉曲的な表現をしたのは宣大・南贛・鄖陽の三督撫からの報告が見つからなかつたからである。ところが宣大總督に就いては宣府巡撫と大同巡撫とがそれぞれ清丈報告を行っているから重複することになり報告の必要が無かつたものと考えられる。また鄖陽巡撫に就いては萬曆九年四月に一旦廢止されて空席となつてゐる。⁽¹³⁴⁾ 従つて鄖陽の分は湖廣巡撫からの報告中に含まれていたと考えられる。同様に南贛巡撫に就いても江西巡撫からの報告に含まれていたと考えるなら、第二表（本

論説(七)四六頁)のように全中國からの清丈報告は全て出揃うことになる。従って管見の及ぶ限りでは丈量は全國的に完成したものと考えられる。

第二の成果は魚鱗圖がほぼ全國的に作られたことである。天啓海鹽縣圖經によれば、境界を定めて魚鱗圖冊を作りこれを縣の倉庫に納めた。すると四五十年経って土地を賣買する際に照合しても正しなかったという。また趙與治によれば、今回の丈量では必ず魚鱗圖が作られたがその作成費は一圖當り數兩は掛ったという。また張棟によれば、以前の魚鱗圖冊がいつ頃作られたものかも一般には知られず、今回作った魚鱗圖に據らなければ田土の號數や等則が決定出來ずに混亂するといっている。また海瑞も魚鱗圖の作られたことを指摘していた。これらはそれぞれ浙江・江蘇・江西・廣東での實情を傳えるものであるが、しかし全國的に丈量は自丈覆丈の二段階が採られたと考えられ、また自丈段階で魚鱗圖が作られるところから、今回の丈量に際し全中國的に魚鱗圖が作られたものと考えられる。また陸世儀の黃冊を廢して魚鱗圖を活用すべしとの議論は全國的な魚鱗圖の完成を前提にしているとも考えられる。事實清初には明代の魚鱗圖冊が全國にあったという。すると萬曆九年當時に於いて魚鱗圖の完成により國家は民間の相對的土地所有情況を把握したものと見做さねばならない。

第三の成果は徵稅臺帳の完成したことである。當初丈量の成果は黃冊上に認められる豫定であったことを本節第一款に於いて確認した。ところが今回作られた黃冊の内容を萬曆十一年に余懋學なる者が検討している。それによれば僅か揚州府興化縣一縣中に百歳以上の人のいる戸が三千七百戸もあり、一戸にこのような老人が二人いることも多い。またその中には人間だけがいて資産を持たない者が二千九百戸もあったという。この記事に就いて韋慶遠氏は常識的にいってこれら百歳以上の老人達の大半は既に死んでしまった人であり、今回の黃冊も亦舊冊が轉載されたのだらうと述べている。この韋氏によって紹介された黃冊の検討はもっぱら人丁に關するものだけであり田土に就いては殆んど言及していない。黃冊に記載された田土數も亦全て出鱈目だったのだらうか。それとも黃冊に記載されるまでに清丈結果を書き留めた丈量冊

から、徵稅地數だけを知るべき何か黄冊とは別の書類が作られたのだろうか。この點に就いて張居正が山東巡撫何起鳴に宛てた書信を見ると、彼はまず清丈の完成を期し、次の仕事として差役文冊というものを作ろうとしていたことが判る。つまり王蔚のように必ずしも黄冊制度の再建を始めから望んでいたのではなく、張居正はまず田賦の實態を掴み、次に役法改革を徹底させ、更に滯納錢糧分の處置をするというように、段階を踏んで仕事を進めようとしていたのである。

そこで實例に照してみると陝西では萬曆十年六月に黄冊を作らせている。これは陝西からの清丈報告より六ヶ月以前のことであるから陝西では黄冊が作られたことが判る。ところが十年正月には鳳陽で現存の戸を賦役冊内に書き入れると云っている。これは鳳陽巡撫の清丈報告より七ヶ月以前であるから、黄冊以外の賦役冊がまず作られたことになる。また次の第三節で紹介する張棟の上奏では、今回の丈量を實地丈量の際と稅則決定の際と實徵文冊作成の際との三つに分けて検討しているところから、江西では一般に實徵文冊が作られたことが明らかである。また川勝氏は實徵歸戸冊が福建・江西・浙江・安徽の各地で作られたと指摘している。また張居正没後すぐに今回の清丈結果を尊重させるべく出された詔敕の文面でも、今回作った文冊（實徵文冊？）に照して徵收せよと云って黄冊とはいわない。また次節で紹介する方萬山の丈量やり直し要請に對する戸部の覆奏では、各地の實徵に照らして準據としようといっている。これらによって総合的に判斷すれば、今回の丈量は黄冊の擴造と併び行われ事實陝西のようにストレートに黄冊の改造が計られたと考えられる所もあるが、しかし重點は黄冊の形式を整えることよりも清丈そのものに置かれていた。従つて清丈結果もそのまま黄冊上に記載されず、ワンステップを置いて實徵文冊がまずほぼ全國的に作られた。また一般に實徵冊や歸戸冊は丈量の第二段階で知縣の覆丈後に作成されるものであり、一方清丈の集計までが全國的に出揃っている以上、その前提として實徵冊が全中國的に作成されたことは間違いないであろう。

しかしこの實徵冊は徵稅臺帳原本ともいふべきもので、實際の徵稅には別に由票が用いられた。番懋敬によれば、別に一坵ごとに由票を與え額面通り納稅させることにした。これは田土實買の據り所にもなると云っている。この由票に字

號・地名・四至等の所在地確認事項が書かれ、また土地賣買の際に手渡される所から、川勝氏は村松祐次氏の清末土地文書に關する研究成果を援用して、由票とは地主の手許に残される小作料徴收のための簿冊の原型であらうと推測した。ところが天下郡國利病書にも明確に述べられているように、この由票とは「國家が稅糧を取り易くするために人民に配布するものである。毎年國家の徵稅額に變動があるから、府で會計が行われ縣には由票がある。由票とは人民に納得して納稅させるために作られたもので、あわせて胥吏の奸計を防止する効果もある」といつている。つまり實際の徵稅は由票・田由・青由等と呼ばれる傳票によって行われたのであり、江南の寄生地主制の發達した地域では陸世儀の述べたような由票を活用しての事實上の佃戸の代納も亦あり得たと考えられる。従つて張居正の丈量に際し單に佃戸が丈量に参加するだけでなく、彼等が國家の直接的統制を受けることになったと見做す限りでは川勝氏の研究成果をほぼ認めることが出来る。しかしここに收租安定化のための國家と地主との共通の危機意識と目的合理性を導入するにはコメントが必要となる。

というのには先にも指摘したように丈量冊への佃戸名登録問題に就いては、この時點で確たる史料を見出し難い。従つて今回の丈量が嘉靖隆慶期ほど明確には生産關係の再編成を目差したものと断定出来ない。ところが一方では、嘉靖期の福建省沙縣に於いて見られた(天下郡國利病書原編第二十六冊)ような、丈量に先行する租佃契約文書の提出が、今回も江西省吉安府大庾縣で行われている(萬曆南安府志卷三政事紀)。するとやはり底流には佃戸の地位上昇に對する再編と見做すことも可能になる。尤もこの大庾縣は贛南地方と總稱される特殊地帯でもある(趙儷生・高昭一『中國農民戰爭史論文集』新知識出版社、一九五四)から一般論には少し適當でない。しかしまた徐階のように、明確に階級的危機意識を表明している高級官僚もいる(世經堂集卷二十二「復呂沃洲」)以上、丈量を國家と地主との共通の危機意識の産物と見做すことも亦可能となる。ところがいづれにしても川勝氏の指摘する如き「ともすれば佃戸が抗租を起す(川勝前論(四四七頁))」というような抗租の日常化までは、半世紀以後と比較すればやはりこの時點に於いてもまだ認め難いのである。従つて川勝氏の指摘

する如き「地主と國家との共通の危機意識」があつたと見做すことが十分可能であり、またさればこそ「收税の安定化のために收租の安定化を企てねばならなかつた」と推定することが論理必然的に十分可能であるとはしても、少くともかかる地主と國家との利害の一體化の體制的確立のみを目差したものが張居正の丈量であつたと断定出来ないだろう。何故なら、嘉靖期の丈量ではむしろ露骨に收租の安定化こそが狙われており、そのための國家權力による暴力的保障ではなく、新規徴税體系上はその保障を得ようとしていたのに對し、張居正の丈量では、かかる新規徴税體系樹立へのヘゲモニーを國家側に奪回し、たとえある程度の妥協譲歩はしても、あくまで地主層の勝手を許さないという、地主中間搾取層否定の國家意思も一方に窺えたからである。⁰⁶⁰

そしてここで注意しておかねばならないことは、丈量實施に際し當初期待されていた國益と民便とのバラ色の兩目標の中で、成果として獲得されたものは殆んど國家の利益だけにすり代っていることだろう。國家は實徵文冊が全國的に出來たことにより、その後の安定した公課收奪を一應保障されたであろう。何故なら原額より不足していた虚糧分を、勸告に應じて自首された隱田や、⁰⁶¹量り出された丈出餘地、⁰⁶²更には新たに開墾される荒地や復活される屯田などに課税することによって補足する以外にも、大地主層の不正分が小地主や自作人層への相對的重課税によって賄われたと考えられるからである。というのは福建の寧德縣志によれば「下則を上則に當て、また原額外に増加した分を大地主層が隱田に當てた。このため原額とは名ばかりで實は每畝の納税額が一升以上増加した」と⁰⁶³いっている。また古今治平略にも山谷湖蕩等の下地までが一則に課税されて弊害の増さぬ筈はないといっているからである。そしてここで更に注意せねばならないことは大地主層の不正を内包したままの徴税臺帳原本たる實徵冊が出來、しかもそれがほぼ全國的に完成したが故に、逆に國家によって彼等大地主層の納税忌避という既得權益が公認されたのと同じ効果をもつことであろう。この事實こそはその後の中國社會の變遷に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

三 ポスト張居正

ところで張居正は丈量がほぼ完成したことまでを知っていたが、次の政策日程に上げていた役法改革や滯納錢糧の處置等の懸案に就いては遂に着手することなく萬曆十年六月に永眠した。ところが一年も経たない間に彼を弾劾する上奏が續々と提出される。それらの中には今回の丈量に伴う弊害を強調し、丈量結果の無効を唱える者も勿論あった。萬曆十一年四月に南京河南道御史方萬山によってまず口火が切られる。即ち「今回の清丈は増額して民を損った。南京の後湖に集められた圖冊はみな廢棄しよう」といい、戸部が覆奏して「後湖の冊式はまだ清丈されなかつた成化や弘治の頃の舊稿と照合してみても字號がすっかり變つてしまつてゐる。だから各地の實徵に照らして據り所とし、實際に弊害のあるものに就いては改正しよう」というが、皇帝の裁斷は全く下されない。というのは張居正沒後すぐに出された詔敕で既に今回の清丈結果を尊重させ輕々しく覆丈してはならない旨を天下に諭していたからである。

ところが翌年二月になると再度重複丈量を促す三つの上奏が相繼いで提出される。直隸巡按江東之が田糧の虚胃を調べて改正しようといひ、戸科給事中蕭言が清田事宜を述べ、そして工科給事中張棟が勞費を厭つて覆丈しなければ改正出来ぬ。覆丈しなければ虚糧の處置が出来ない。覆丈した方が得なことはいふまでもないと疊みかけた。これら三者の上奏をまとめて戸部が覆奏し「虚糧を改正して等則を調整しよう」という。そこでやつと皇帝の裁斷が下され「清丈とは本來虚糧を除くためのものだから、戸部の擬旨によれ」といつてゐる。ここに萬曆十二年三月覆丈が許可されたのである。

しかし萬曆十二年三月以後明末に至るまでの間に實際覆丈が行われた事例を搜すと、河南の彰德府臨漳縣、江西の南昌府南昌縣と瑞州府高安縣等の數例を見出すことが出来るだけである。江東之のように全國に監察官を遣して今回の丈量に伴う弊害調査のための一大キャンペーンを行ない、積極的に覆丈を敢行しようとした高級官僚がいるにも拘らず、實例が殆んど見つからないのは何故だろうか。

そこで覆丈決行に踏み切らせたと考えられる張棟の上奏によって覆丈の方針を探ると、「若し全面的に覆丈したり舊に復したりする場合、折算・文書の改正・業戸の認定・魚鱗圖の改造等に莫大な費用が掛る。だから全國や一省をトータルとして覆丈の可否を論ずるのではなく、一縣ごとに、實地丈量の際・税則決定の際・實徴文冊作成の際のそれぞれの時點での善惡を總的に検討し、丈量しない以前の方が弊害の多いものは新冊に據り、丈量して弊害の少なかったものは新舊兩方の文冊に據って調整する。その際なるべくなら一縣よりもっと小さな單位で土地ごとの實情によって判斷しよう」といつている。⁰¹⁷⁸しかも注意すべきは、覆丈可否の決定は實地で今回の丈量に就いての善惡を聞き、民意の多數によって判斷するが、この場合たとえ三割程度の反對があつても無視されたいらしいことである。⁰¹⁷⁹

とすれば覆丈許可後直ちに實施された稀少例の一つである河南の臨漳縣丈地記にも述べられているように、「縣官達はこんな面倒な聞き取り調査などせずに大抵は民が便利と稱していると報告して職責を濟せておいた」であらうし、またたとえ實情を聞くとはいつても「父老（のような大地主層）の意見のみが反映された」であらう。⁰¹⁸⁰ところが既に前節で見たように一般に大地主層は今回の丈量によって大きな打撃を被つてはいはず、また逆に得をした者すらいたであらうから、ここに覆丈が全くといつてよい程に殆んど實行されなかつた理由も判明したのである。

ところで張居正の丈量により曲りなりにも中國史上始めて國家が全國田土の測量に基づく實體的數値を擲んだことは、今後に於いて多くの制度的改革を可能にした。春明夢餘錄や明史食貨志に張居正が萬曆九年から一條鞭法を行ったとあるのは誤りだとしても、⁰¹⁸¹しかしこの丈量の結果一條鞭法が今までより容易に行い得る基盤を與えられたことは確實にいえる。⁰¹⁸²

一條鞭法の徵稅方法を最も簡明に記したものに明史稿食貨志があり、これによれば府州縣の十年間の起運・存留の稅糧分と、里甲・均徭等の徭役銀を一條にまとめて、一年ごとに割り付けるものだといふ。⁰¹⁸³梁方仲氏はこの方法を一縣を單位とする豫算の作成だと解釋している。⁰¹⁸⁴明實錄にも萬曆九年以後一條鞭實施の是非が頻りに論じられているが、萬曆十八年二

月工科右給事中曲遷喬の上奏を受けた戸部の覆奏では、かかる一縣單位で賦税を總括し、徴收された税を、人を雇つて國家が運搬する方向での一條鞭法を全國的に行うため、既に條鞭の實施されている地域での實情が調査された。戸部が國家の政策として條鞭實施の方向に乗り出した以上、今までより一層加速度的に條鞭實施地域は全國に廣がったと考えられる。更に萬曆二十年には南京吏科給事中陳容淳によつて、黃冊方式を止めて浙江・江蘇等で行われている便利な實徵方式を採用すべきことが再び唱えられている。この實徵冊方式が一條鞭法と軌を一にするものであることは既に梁方仲氏や韋慶遠氏も指摘しているから、萬曆九年以後一條鞭法實施地域が急速に増加したことは間違いない。また梁氏や韋氏は條鞭實施を貫徹するために、實徵冊に類する條鞭賦役冊・條鞭書冊・賦役全書等が作られたと述べている。

ところでこの賦役全書なるものこそ、その後清朝康熙年間までの條鞭徵稅體系を支える徵稅原簿となつたものであるが、その起源を梁方仲氏は萬曆十一年に求め、江南地方から普及したものだと述べる。しかし華北にも割合早くから普及していたようだ。というのは萬曆二十一年五月に「湖廣の賦稅徵收と運搬の規則は今まで全書に載せて來たが、増減や那移が目立つので改正して全書を編纂し直したい」といつて許可されている。これによれば萬曆二十一年よりかなり以前から湖廣に於いても賦役全書が行われていたことが判り、必ずしも江南でのみ普及したものでないことが判る。とともに賦役全書は一度編纂したものを何度か改訂を加えた事も判る。

そして今ここで是非問題にしなければならぬのはこれら賦役全書に掲げられた田土數と今回の丈量との關係である。現存する明代の賦役全書に萬曆三十九年七月の編纂に係る江西賦役全書と泰昌元年孟冬の編纂に係る徽州府の七郡賦役全書とがある。江西賦役全書の凡例では初刊本には田地山塘を記していなかつたが續刊本には詳しい畝數と科則が書かれていたというから、この全書が三度目以後の編纂に係るものであることが判る。次いで原冊の秋糧凡例を刪摘するとの斷り書きがあり、以下特例を列記したものと考えられる。その中で各州縣の稅糧に言及した一項目には「萬曆九年に丈量した。水・堆・沙・塞の地目は量られなかつた。十一年になつて南昌縣だけは推官に命じてもう一度丈量させ魚鱗圖を作つ

て實在の田土を把握した」と書かれている。¹⁹⁴これによって覆丈の行われた南昌縣を除く他の全縣では、概ね萬曆九年の清丈によって得られた田土數が採用されたと考えられる。また徽州府賦役全書の凡例には、本府の規則は各府と同じであり舊額に照して變化のないものは掲げないと斷っているから、今回の丈量との關係はあまり明瞭でない。¹⁹⁵

更に清朝との關わりでこの賦役全書を捉える時、重要なのは清朝が建國當初明末の賦役全書によって徵稅することを決めたことである。¹⁹⁶ところがその明末の賦役全書という場合に、浙江でも福建・廣東でも清朝國家は必ず萬曆四十八年編纂のものとして指定している。¹⁹⁷そこで萬曆四十八年當時明朝がことさら賦役全書を作り直したかと調べてみると、どうもそのような明瞭な根據は見つけ難い。ところがただ一つ見るべきものがある。それは光宗皇帝が即位してまもない泰昌元年八月の詔敕で、各省の錢糧に言及した際、「萬曆十年の清丈原額に照して徵收せよ。その後増加したものは全て免除せよ」といっている。¹⁹⁸すると清朝の指定した賦役全書が萬曆四十八年即ちこの泰昌元年作成のものであつてみれば、¹⁹⁹どうやら清朝國家の把握した田土數乃至徵稅單位畝數とは、まさに張居正の清丈結果をそっくりそのまま繼承したものと考えられる。以上によって張居正の丈量の全體像をほぼ把握することが出來た。今後地方志等の研究がより一層進められ、また千頃堂書目卷九食貨に掲げられている『萬曆九年清丈田糧錄四卷』という書物が發見検討されることにより、また政治史的的研究成果・張居正個人の間像・上部構造内の人間關係、殊に派閥關係等々が更に究明されることによって、より一層詳細な全國土地丈量の全體像が描けることであろう。

小 結

張居正の丈量に就き今筆者の明らかにした諸點を箇條に示そう。第一節では張居正の土地丈量が行われる以前の前提として、(1)萬曆九年の土地丈量は地主層の大土地所有の展開に對する國家の對應策として生れたものであり、張居正の狙いも基本的にはこの線に置かれているが、しかしかかる地主對策だけからではその必然性を説明し切れない。(2)明朝國家は

嘉靖末年頃から財政難に陥り、萬曆初年以來盛んに財政整理を行い、歳入の増加を企てていた。(3)清丈に對する國家の姿勢も以前とは逆轉し、丈量實施例は全國に廣がる。(4)殊に萬曆初年以來新漲地・荒地・屯田・莊田等に對する清丈が盛んに行われた。これらは一方に於いて大土地所有を牽制しつつ、また他方で國家が新規の財源を模索し始めたことになる。

(6)と同時に殊に荒地・屯田に對する清丈には勸農治安對策的側面が色濃く窺える。(7)また莊田に對する丈量は徹底して行われようとしたが、これは不輸不入地にまで國家がメスを入れようとしたことになる。(8)莊田に對すると同様に中間搾取を否定する目的で行われたものとして注目すべきものには徭役銀削減政策がある。(9)殊に萬曆七年から行われた削減は額面からも全國的なことから大規模なものだった。(10)しかしただ削減するだけでなく不時の災害復舊に備えて積穀額の上限も決められた。(11)いずれにしても萬曆九年の土地丈量は上からの國家政策として行われたものである。次に第二節第一款では九年の丈量に國家が何を求めていたかを追究し、(12)詔敕文面からこの丈量が基本的に財政再建策であることが判るとともに、また徵稅屬地主義を採用していた。(13)しかし詔敕以外の他の史料を援用することによって、この丈量には均糧と包賠對策という目的がある所から、民便と國益に資するというバラ色の行政改革が見込まれていた。(14)丈量結果は當初賦役黃冊を再改造することによって把握されようとした。(15)また同時に優免の整理が行われようとした。(16)公式に表明される限り丈量策では廣義の地主中間搾取階層を切り捨てて國家の支配理念を再建することが期待されているから、當該歴史段階では國家と地主とが敵對關係にあつたと見做さねばならぬ。第二款ではこの丈量が如何様に行われたかの實態を國家の側から追究して、(17)上からの丈量は期限嚴守・嚴罰主義・經費官給によって強制効果を與えられた。(18)そのため末端の丈量責任者である知縣等には苛酷な任務となつて浮き足立ち、中央と地方とではすっかり意思疎通を缺いていた。(19)分巡道には便宜行事が許されていたため丈量の成果にも地域差が生じた。(20)地域差を端的に示すものに丈量後の科則の決定があり、一毛作二毛作等の生産性に一應留意しつつも機械的便宜主義の深化が見受けられた。(21)また形式を整える意味からいえば丈量の對象地として民田・屯田・荒地・莊田・鹽場等、事實上中國の全土地が量られた。(22)従つて第一節の前提

で確認した諸政策が今や一層大掛りなサイクルで統一的に展開されているばかりでなく、やはり九年の丈量にもその隠された側面として勸農治安対策が見込まれていたといえる。第三款では丈量の實態を地主の側から捉え直して追究し、⁽³²⁾陳恒力氏の官僚増額説や川勝氏の田土額操作説等はいずれも官僚の側面に偏った丈量の観測であり、これでは弓尺縮小に代表される丈量の弊害を説明し切れない。⁽³³⁾今回の丈量も亦自丈覆丈の二段階が踏まれたが、⁽³⁴⁾地主層は自丈段階で丈量擔當者に働き掛けて自己の所有地を實際より少く申告したばかりでなく、⁽³⁵⁾隠田工作も行い、また科則の決定に際しても低稅地に割り當てさせた。⁽³⁶⁾かかる地主層に一方的に有利になる丈量方法が採られたのは、國家が建前としては地主層の間搾取を否定することを丈量目的の一つに託しながら、しかし現實には地主層と妥協せざるを得なかったからである。⁽³⁷⁾このため丈量後に得られる徵稅單位畝數は階級に比例するものとなったが、これは國家の財政再建とは無關係の問題であった。第四款では丈量完成時點に於ける成果を検討し、⁽³⁸⁾丈量は全國的に完成した。⁽³⁹⁾魚鱗圖もほぼ全國的に作られた。

⁽⁴⁰⁾當初目差されていた黃冊制度の再建には成功せず、全國的に徵稅臺帳原簿ともいふべき實徵文冊が作られた。⁽⁴¹⁾しかし實際の徵稅は由票によって行われた。⁽⁴²⁾そして成果として得られたものは當初豫期されたバラ色のものとは異り、國家の安定的稅糧徵收だけにすり代っていた。⁽⁴³⁾また丈量が完成し徵稅臺帳が作り代えられたことにより、大地主層の納稅忌避という既得權益が公的に承認されたのと同じ効力をもった。第三節では張居正没後の趨勢を俯瞰し、⁽⁴⁴⁾張居正没後丈量の無効を主張し丈量のやり直しが盛んに唱えられた。⁽⁴⁵⁾覆丈は萬曆十二年三月に許可された。⁽⁴⁶⁾しかし全國的に覆丈實施例が殆んど無いのは、地方官の怠慢と地主層の意見が反映されたことによる。⁽⁴⁷⁾丈量終了後一條鞭法の全國的に普及する基盤が出来たが、條鞭を支える賦役全書は華北にも早くから普及した例がある。⁽⁴⁸⁾賦役全書に掲載された徵稅單位畝數は概ね今回の丈量結果に基づいている。⁽⁴⁹⁾清朝の受け継いだ賦役全書は萬曆四十八年刊本であるが、この年、田土數は全て萬曆十年の清丈原額に戻されたから、清朝は張居正の丈量成果をそっくり繼承したことになる。

以上概略四十箇條に要約できる實證的成果に立脚して、以下この張居正丈量の歴史的意義を更に追究してみよう。

通説的にいわれるように若し清朝が丈量を行っていないのなら、一條鞭法以來雍正年間にはば確立される地丁銀制までの一連の制度的改革を可能ならしめたものこそ、萬曆九年當時に張居正の丈量が全國的に成功したことであつたと評價せねばならない。

またかかる制度的變遷を指して從來國家の稅役徵收對象が土地のみに移行することが屢々注目され強調されて來たが、このような形式的把握の内面に包藏される土地所有情況を置き去りにしがちな論法には幾分修正の必要が生じた。何故なら從來課稅對象から人丁の要素が輕減され徭役課派が無くなる點に、幾分公課負擔が公平化されるというイメージがあつた。ところが課稅對象が土地のみに移行することによって若し公平化が實現される爲には、土地所有情況と公課臺帳とが完全に一致していることが前提として要求される。しかし丈量の結果得られる徵稅單位としての畝數は階級的の性格を色濃く帯びていた。従つて賦役全書・一條鞭法施行後に約束されるものは公課負擔の公平化であるよりは、むしろ國家の公課徵收の便宜化であると見做さねばならない。

またかかる階級的徵稅單位畝數を國家が確認したことは在地の階級關係を現状維持の方向で公認したのと同じ効力をもつ。その結果これ以後在地郷村の階級關係を幾分固定化させつつも、より一層階級格差を増進させる可能性をも孕んでいた。清朝に於いては地主層の上に立ち、在地郷村で動かし難い勢力を有する、いわゆる「郷紳層」が形成されていたのであるが、かかる郷紳層の擡頭を可能ならしめた一因には、萬曆九年以後國家が縣單位の公課ノルマ額さえ満足すればよいという徵稅便宜主義に移り、外民族との度々の戦争等で視點が外に向かい、在地郷村の土地所有情況等にあまり干渉しなくなつた點にもあるとせねばならない。

丈量が生産關係に及ぼした影響として次の二點が指摘出來よう。第一點は丈量に佃戸が參加し直接間接に彼等が國家の統制を受けることになつたことは、事實上彼等の田面耕作權が國家的承認を受けたのと同様の効力もち、その後清朝以後の江南地方一般に見られるような佃戸の田面權が獲得される方向への道を大きく切り開いたことであらう。このことは

丈量の隠された側面として流民を招撫して開墾させるという治安対策が見込まれていたことも考え合わせる時、當該歴史段階に於いては直接生産者たる小農民佃戸層の力がまだまだ弱く、ややともすれば生産過程から疎外されかねないという側面のあった佃戸層が、國家的統制下に置かれ事実上の田面耕作權を承認されることによって、幾らかでも佃戸の地位上昇が結果的にもたらされることに繋がったものと評價出来る。第二點はこのように佃戸が國家的統制下に置かれたことは、逆に國家の増稅要請の波紋を佃戸がもろに受けることになる。というのは例えは萬曆十九年福建の事例では、兵餉銀の増額分を寺田を耕作する佃戸に割り付け、佃戸自身に縣まで納租させたが、その稅額は一般民田の每畝稅額より六〜七倍の多きに達したという。これは一般の佃戸への重加稅とは少し異なるが、しかし邊餉等で増大する國家歲入の負擔は先の陸世儀の佃戸代納の事例にも見られたように、かかる佃戸への直接間接の重加稅によって賄われたと考えねばならない。そしてこの史的事實こそが小農民佃戸層を階級的により一層目覺めさせ、十八世紀明末清初期以後に廣く見られるような抗租・抗糧・奴變・民變といった廣汎な階級闘争に驅り立てたのであらう。

註

003 明史卷七十七食貨一

004 萬曆常州府志卷四錢穀、田賦附「倉事趙與治田田議」に

萬曆九年、邑侯胡（士鰲）公、奉旨丈量。時以病目未及、親行點視、而薄言經紀之繁、亦有未暇握算者。至于田額虧國計損。于是、浮其山之數、以附益之、而猶不足、有科及圩池而已矣。

萬曆常州府志卷九下、職官三、令佐表によれば、胡士鰲は萬曆五年から十一年まで江陰縣知縣だった。

005 瑞陽阿集卷一「改正虛糧疏」に

據密雲等道兵備副使等官郭四維・聶廷璧・于慎達等、查實、或界鄰兩縣、致丈量之重複、或短縮弓步、致地畝之贏餘、或以屋

基墳墓起科、或以湖蕩沙灘取則撥之、恩詔均當改正。

006 前注004參照

007 前注(4)に紹介した張居正文量に關する研究史のうち、清水氏の研究以來かかる官僚增額説が通説化し、今回の川勝氏の原額に合わせるよう上から面積操作が行われたとする見解もこの域を出ない（川勝前論（一）第二節第一項）。

008 陳恆力編「補農書研究」（中華書局一九五八、附件二、二九三〜五頁）。

009 地片S₀の土地に就き丈量が行われたとする。その際何尺の弓が用いられ、また一畝を何歩と數えるかには、その土地ごとに違い

があつたと考えられる。そこでいま假に一弓が a_1 尺で敷えられ、一畝が縦 b_1 弓・横 b_2 弓と敷えられたとする。

$$1\text{弓} = a_1\text{尺} \quad 1\text{畝} = b_1 b_2 \times a_1^2$$

そして k_1 畝と敷えられていた地片 S_0 に就き

$$S_0 = k_1 \times b_1 b_2 a_1^2$$

丈量に際して改小弓が行われたとする。その場合新たに用いられた一弓が a_2 尺であり、減少された長さを一尺當り d 尺とすれば

$$a_2 = (1-d)a_1$$

この結果丈量して得られる地片 S_0 の地積が k_2 畝になったとすれば

$$S_0 = k_2 \times b_1 b_2 a_2^2 = k_2 b_1 b_2 (1-d)^2 a_1^2$$

ところが地片 S_0 は變化しなから

$$S_0 = k_1 b_1 b_2 a_1^2 = k_2 b_1 b_2 (1-d)^2 a_1^2$$

$$k_2 = \frac{1}{(1-d)^2} k_1$$

丈量した結果増加した名目上の地積を Δk 畝とすれば

$$\Delta k = k_2 - k_1 = \frac{1 - (1-d)^2}{(1-d)^2} \cdot k_1$$

すると一畝當り増加した地積はもとの地積に比べて

$$\frac{\Delta k}{k_1} = \frac{1}{(1-d)^2} - 1$$

ここに得られた各數式に次の史料に表われた數値を代入することにより第三表を作成した。

光緒平湖縣志卷六、食貨上、田賦に

萬曆九年丈量。知縣劉士瓊丈過田地山等（中略）邑弓縮二寸、

每畝應餘六釐七毫五絲。

崇禎嘉興縣志卷九土田「田糧七辦錄」に

至縮弓之說、惟嘉興有之。（中略）今弓縮二寸。每畝該餘六釐七毫七絲。

康熙嘉善縣志卷四食貨上土田に、

萬曆九年、（中略）是年量田之命初下。（中略）各弓俱縮短二寸。（中略）是由本縣丈實田地共六千二百九十七頃七畝五釐六毫、比原額多二百八十三頃四十三畝八分四釐。

楊園先生全集卷三十、見聞錄一に

神祖初年（中略）詔下海內、履畝而丈尺之。（中略）有司承上風旨、減土田弓制以量之。郡縣故弓四尺爲一步、殺其五之一、以三尺三寸之弓量之。

後注(113)參照
前注(110)參照

- (110) 劉洪「堂邑賦役論」（皇朝經世文編卷三十一所收）
- (111) 萬曆鎮江府志卷五賦役志「田賦附言」に
- (112) 量田者欲以覈實也、覈實者欲使小民不當虛糧、國家不失舊額也。誰以增額爲功、當事者、或誤聽人言、慮其虧折、乃短小其弓步。侵至于道路、不空留其田外之溝墜。是豈朝廷覈實之初意哉。雖然膏腴墾瘠苦樂相懸、覈實調停、尤須加意經賦冊一歟。
- (113) 明實錄萬曆四十三年九月戊戌に

- (114) 南京戶科給事中黃建中言。（中略）隨據里老呈稱、萬曆九年丈田、突被豪戶朱灼等隱田三萬三千五百畝。賄搆總書李疇詭推、嘉興・秀水全不輸糧、以致概縣攤賠。
- (115) 天下郡國利病書原編第二十二冊浙江下、嘉善縣志、知縣章士雅

正疆界議

- 018 萬曆常州府志卷四「附食事趙與治丈田議」に
 嘗憶成弘正嘉之時、大戸未科、往往數十頃、少者亦以頃計。今
 可指數也。新丈之時、此弊未除。雖有暗糧、其數必不勝于未
 科、又何待取之。于額外始足耶。
- 017 瑞陽阿集卷一「改正虛糧疏」に
 福建之興化縣、以猾書陳達爲總算手等、則任其那移稅糧、聽其
 欺隱、妄報羨餘、大開騙局。縉紳含怒、多送隱糧、以賂其口、
 新冊未造、輒焚舊冊、以滅其迹。
- 016 萬曆常州府志卷四戶口、攢造黃冊規則に
 萬曆十年概縣丈量田地。武進縣知縣孫一俊、每局議立高正、副
 ・弓・書・算手六名、于該局里排內、僉充清丈。又于空役中僉
 點黃冊書手二名、管造鄉總。則于空役糧長內、僉充營造。
- 015 彙纂經世全編卷四戶部土田、丈量區畝附に
 其親供令田主同里甲及莊佃、相對質具書。(中略)推公正・弓
 ・算手、與業主・佃農、詣田所丈之。先照親供、寫木版上、以
 小旂插之田間。同業主會算、覆丈實數、具書之。
- 020 康熙瀋山縣志卷四田賦
 海瑞集下冊「贈陳侯丈畝成功序」に
 萬曆八年部劄、天下有司徹田爲糧。(中略)誠擇公正・書・算
 於未事之先、畫里界田埔於將事之際、約日起手。冊日一報流水
 魚鱗、縣官秉有公廉勤慎四道行之。一里公正・書・算之人、了
 一里歸號歸糧之數、至簡而亦至詳、初無難事。
- 023 拙稿「明後期の丈量について」(史林第五十四卷第五號)参照
 前注020参照
- 024 康熙長洲縣志卷十二「徭役」に
- 029 其魚鱗冊、留一本存圖、二本拆下填下冊葉。另封着圖幹送縣、
 一發局、一收衙、備照。每三日一體呈報。通圖文完、聽掌印官
 或承委府佐、携冊臨圖覆丈。弓口數目相同、驗過等則無異、即
 與印記丈驗相同四字於冊、以便攢造歸戶。
- 028 民國時代初期に海南島を實地調査した天野元之助博士の御教示
 によれば、魚鱗圖冊には四至が銘記されていさえすればよく、實
 際の所有地積數とは大きな隔差のあることが屢々あったという。
- 026 萬曆常州府志卷四錢數、額賦の卷末に
 唐鶴徵曰(中略)至萬曆初年、江陵奉旨、遍宇內而丈焉。初意
 止期均賦、不期增額也。奉行太過、悉求增以爲功。然圍築開墾
 爲日已久、從實步之、未有不增者、始虞其無增、則嚴刑峻法、
 山場溝蕩悉丈、爲田增額。過當及至歸戶、則上行其私、下恣其
 弊、所增之額、全不在官矣。故畏法者、取盈虛丈、仍有賦而無
 田、巧法者陰縮增額、終有田而無賦、於今二十年來、積弊日增
 大。
- 027 海瑞集下冊「奉瓊山劉大尹」(四六〇頁)に
 弓・算・書手等、只以里甲中之田多厚積者充之、萬不得已方及
 鄰圖。我自冇據、當之者亦自無辭。從來謂丈田、不利於富家、
 小民則喜。今小民怨不可勝言矣。何耶、何耶。
- 028 張給諫集「因事陳言疏」に
 考究其病民之故、或減尺丟弓、或斜量折算、此其弊在田畝、其
 罪在業戶、不可令其首明免罪耶。或以上作中、或以中作下、此
 其病在田則、其罪在公正、不可責其沿丘勸改耶。或改畝除弓、
 或移三就五、或損此益彼、或那東補西、此其弊在田冊、其罪在
 書算、不可曉諭、被害之家、使自首告耶。大約弊端不外乎此三

者、而當時經手之人、未必無斷其弊竇者也。

瑞陽阿集卷一「改正虛糧疏」に

臣因以徧訪天下之士民、莫不疾首蹙額。以爲今之丈量、所豁之虛糧甚少、所增之虛地甚多。原額一畝、今則倍之、爲二爲三、原列下科、今則陞之爲中爲上。

萬曆常州府志卷四田賦、萬曆十年の項下の附「趙與治江陰田議」
明實錄萬曆十年九月辛酉の詔敕に

一、各省直清丈田糧。除丈派均平、軍民稱便者、炤今次造報文冊、坐派徵收外、如有短縮步弓、虛增地畝、及將山陂湖蕩屋基墳墓、并積荒地土、陞則派糧、貽累軍民者、撫按官摘查明實、准與更生。但不許變行覆丈、反增勞擾。

尙この詔敕に就いて、清水泰次氏が丈量中止の命令と解釋した（「張居正の土地丈量に就て」前掲、結語の箇所）のに對し、筆者が反論した（後注⑬参照）。

⑬ 前注⑥参照

⑭ 東洋史研究二十八卷一號所收、清水泰次著『明代土地制度史研究』（大安書店、一九六八）の書評。

⑮ 明實錄萬曆九年四月己未に

吏部題稱、撫治郎陽都御史添設百餘年來、更置州縣安集大定。且三省各有巡撫、而郎陽所屬有參政副使四員、使能協謀夾持、必不悞事。撫治都御史似當裁革。（中略）上從之。

この後、明實錄によれば萬曆十一年正月壬午に郎陽撫治が復活され、同年二月辛卯には順天府尹張國彥が郎陽巡撫に任じられてゐる。

⑯ 天啓海鹽縣圖經卷五田土に

萬曆辛巳（九年）、江陵兩國、又有丈量之役。其法將田土、分段

立號、算實弓口畝數、備書坐落・都畝・里分・業戶姓名・及田片四至、挨編入冊、藏之縣庫。蓋一準國初魚鱗之舊、而益核之。吾鄉田土、自趙（瀛）公均平來、此番丈算尤爲一大清楚。（中略）嘗謂吾鄉田地丈量以後、經界既正、潤色無難、若於每冊推

收過割之年、清查在甲之總・撤、抽對舊籍之號數、無心差誤者聽改、有意裁除者必罪。尙可支持、四五十年不至於大紊。

⑰ 萬曆常州府志卷四、「附僉事趙與治江陰沙田議」に

是年（萬曆十年）丈量、嘗造魚鱗圖。聞之、每高實費數金。推求繕寫、不啻再三。

⑱ 張給諫集「因事陳言疏」に

先年魚鱗文冊、竝無一字可攷。訊之故老則云。不知從何年代丈過、今無所查矣。（中略）不丈何由得清民間貿易田地、唯無鱗冊、遂無號數、而上中下則、又淆亂無憑。

⑲ 前注⑭参照。また前注⑯によつても部議で魚鱗圖の作成が命じられていたことが判る。

⑳ 韋慶遠氏は皇朝經世文編卷二十九所收の陸世儀「論魚鱗圖冊」

（これは思辨錄輯要卷十六治平類より抜粋したもの）によつて、張居正の丈量以後に魚鱗圖の重要さが増した論據としている（『明代黃冊制度』前掲、二四一～二頁）が、しかし張居正の丈量で魚鱗圖の作られた史料を示していない。また川勝守氏も前論⑮で魚鱗圖の役割を高く評價しているにも拘らず、史料的には江西と江蘇の作成例のみを擧げている。

㉑ 光緒大清會典事例卷一百四十に

順治十年題准。直省州縣魚鱗老冊、原載地畝・邱段・坐落・田

形・四至等項、間有不清者。

- 040) 丈量が申告制によつて以上、ここに作成される魚鱗圖は四至の境界が正確なものであるとはいへても、田土額まで絕對的に正確なものとはいえない(前注029参照)。従つて相對的な土地所有情況のみ把握出来る。

042) 余懋學「爲條議大查黃冊事宜以神冊務事」(後湖志卷十所掲)。

043) 韋慶遠『明代黃冊制度』(前掲、二二四頁)。

044) 張太岳先生文集卷三十三「答山東巡撫何來山」に

大鑷之舉、僕日夜以爲念。俟各處清丈俱完、或另有一正大題目、然後請旨行之。差役文冊、略覽一過、具見經理之密。

045) 本論第二節第一款末に紹介した萬曆九年四月の優免の整理はその一環と見做せる。

046) 前注60参照

047) 明實錄萬曆十年六月戊子に

以陝西左參政恭孟奇、督造黃冊。

048) 明實錄萬曆十年正月壬午に

戶部覆、鳳陽巡撫凌雲翼題。(中略)仍嚴督各縣官、查明見存人戶、照軍・民・匠・竈原籍、歸附里甲當差。填註賦役冊內、永爲遵守。報可。

049) 後注070参照

050) 川勝前論(一)二九頁参照

051) 前注031参照

052) 後注067参照

053) 従つて全國各巡撫からの清丈報告には黃冊に關わる記事が殆んど含まれていず、唯一の例外として貴州巡撫からの清丈報告中、

特例として普安州に言及した際「黃冊以畝作頃、明係差訛、相應改正」と述べている例があるだけである。

054) 拙稿「明後期の丈量に就いて」(史林第五十四卷第五號) 参照

055) 照

康熙長洲縣志卷十二徭役に

另給由票、每田地池塘一坵、算票一張。印給各戶收執、以便照數輸納。即將來買賣田糧、亦有所據。

056) 康熙安慶府志卷十五藝文志上、「丈量碑文」

057) 川勝前論(二)五五頁

058) 天下郡國利病書原編第八冊上元縣志、田賦に

以上種種徵需、一准於米、計畝而分、歸於一則。故令不煩而易信、事易集焉。夫信令必准諸由票。由票必溥於細戶、早溥而信洽、亦易完。若奸胥蔽里、必慢於由票。且倚爲市而不計大事之不集也。

同箇所の注十に

每歲徵有差殊。故府有會計、縣有由票。由票之設、所以取信於細民、俾心服而樂輸也。頃年奸胥蔽里、或斬而不發、以恣橫需。有終歲口傳、而不見由票者、信民能不一督察之。

059) 思辨錄輯要卷十六、治平類に

一區稅糧、即本邑者正收納。若田主寫遠、即于佃戶處收取。給票與田主算明、有何辦納不使。

060) 尙このコメントに就いては筆者の別稿「明後期の丈量について」(史林第五十四卷第五號)を参照して戴ければ幸甚である。

061) 清丈報告中に隱地數を伴っているものに、薊遼(二八三五頃)、山西(五一〇〇頃)、鳳陽(三萬五三〇頃)がある。尙地方志等

にも萬曆九年の清丈額の中に隱地敷を伴っているものがある。

062 前注069 070 参照

063 王毓銓氏は萬曆九年の清丈で屯田も量られたが、大土地を占有する富豪勢家が増額功績説等のデマを流したため、張居正の死後萬曆十二年の覆丈で丈量成果がすっかり改正されてしまった(『明代の軍屯』前掲、二二二頁)と述べている。

064 萬曆寧德縣志卷一輿地志、山川に

本縣奉例清丈。不知陞畝落畝之法。恐田不足原數。顧乃促其弓步、悉以下則之田、俱充上則。卽乃田畝溢出額外、又將額外三田、任與奸豪行私隱匿。其所存之田、雖有原額之名、而無原田之實。遂使苗糧加重。舊田一畝科糧五升、今則科糧六升有奇。

065 古今治平略卷一、國朝田賦に

八年又允輔臣議。行丈量法。(中略)山谷湖蕩之田、歲收下下、以一法槩均之、均以一則起科、不無增弊。

066 明實錄萬曆十年六月丙午に

太師兼太子太師吏部尚書中樞殿大學士張居正卒。

067 明實錄萬曆十一年四月癸丑に

南京河南道御史方萬山條陳四事。一、清丈田地增稅殃民、南京後湖圖冊、按形編號、因地起賦。今并其字號畝步、盡更易之、圖籍幾廢。(中略)下其章于戶部。部覆謂。後湖冊式、炤成弘間舊稿、各府縣未行清丈之先、字號亦未必相同。宜炤各處實徵爲准。其有短縮弓步、虛增地畝者、查摘改正爲便。

068 前注070 参照

069 明實錄萬曆十二年二月己巳。この上奏は江東之の文集である瑞陽阿集卷一「改正虛糧疏」によって全文が得られる。前注069 070 参照

や後注071などは皆その一部である。

070 明實錄萬曆十二年二月甲戌

071 明實錄萬曆十二年二月丁丑。この上奏の全文は、皇明經世文編卷四百三十八所收の張給諫集「因事陳言疏」によって得られる。前注069 070 や後注071 に引用したものは皆その一部分である。

072 明實錄萬曆十二年三月庚寅に

戶部覆、屯田御史江東之・戶・工二科蕭彥・張棟等疏。改正虛糧、摘查等則。得旨、清丈田地、本爲查驗虛糧、永除民累。爾一部既議停、當俱依議。

073 覆丈に關する議論では論者達の背後關係や人間關係に注意を要する。殊に江東之の場合、今回の丈量で最も大打撃を被ったと考えられる王府の利益を他方では擁護して、莊田の再賜給を請願している(瑞陽阿集卷一、賜給莊田疏)からである。しかしそうはいつでも彼の丈弊キャンペーンである「改正虛糧疏」は一應事實に基づいていたと考えられる。

074 天下郡國利病書原編十三冊河南「臨漳縣丈地記」(後注080 参照)

075 南昌縣に就いては江西賦役全書凡例(後注094 参照)、高安縣に就いては康熙高安縣志卷四賦課による。

076 科則のみが變更された例なら浙江の嘉興府にも見られる(楊國先生全集卷三十、見聞錄一)。また今回の丈量に對する覆丈ではなく、一般にいう丈量なら明末までの間に明實錄や地方志等からもう少し事例を拾うことは出来るが多くはない。

077 瑞陽阿集卷一「改正虛糧疏」に

伏願、(中略)別差御史四員、分行天下、俾其遵詔行事、不得復議丈量、勿偏聽有司、勿輕信鄉官、於里甲細民、多方採方、

丈後民宜者從其新、不必泥於舊。丈後多弊者、竟從其舊、不必拘於新。

張給諫集「因事陳言疏」に

若議重丈、議復舊、則折算也、改冊也、歸戶也、收圖也、又當有一番勞費、所謂利未得而害已隨之。斯民何幸而蒙皇上之軫念、又何不幸而兩遭此勞費哉。故臣以爲、補偏揀弊之術、莫專以其責、責之撫臣、而聽其便宜行事。假如以天下言、則就各省直之內、要見某省有何利、某省有何害、每省有何利而又有何害。以一省言、則就各州縣之中、要見某縣爲害多、某縣爲害少、某縣爲有利而無害。以一縣言、則就當日之所丈者、或初丈之未善。或初丈善矣、而定則之未善。或初丈善矣、而定則善矣、而造冊之未善。各因其害而料理之。如臣前所云、久未丈而弊多者、則據新冊可也。新經丈而弊少者、則按舊冊可也。按舊冊而稍爲查覈、據新冊而甫爲調停、亦可也。不必以此而律彼、不必以一縣而律一省、不必以一省而律天下。量其土俗、察其民情、分別其利源。

張給諫集「因事陳言疏」に

況丈量一事、尤爲恩怨之府、欲人人稱便、此決不可得者也。今既許其便宜、不限之以一定之例。寬其時日、不責之以旦夕之期、而及其報完也、則又當審衆寡以定利害、什九言利、什一言害、其爲利也、不待言矣。什七言利、什三言害、是亦利多而害少也。雖謂之有功而無害亦可也。若必欲人人稱便、而後爲良法、則臣不敢與謀此事矣。

080 天下郡國利病書原編第十三冊河南「臨漳縣丈地記」に

故有復丈之命。有司者苦復丈之難、多假以稱便報罷。時邑侯新任至。以此而質諸父老、咸云渾地之丈不平也。侯毅然曰。知丈

之不平、以勞費而不爲所非牧也。遂下復丈之令。(中略) 萬曆乙酉(十三年)二月丈始、六月完之。冊畢十月之交。

081 山根幸夫『明史食貨志譯註』上、賦役、注22

082 谷光隆氏は、萬曆九年一條鞭法が行われてから牧馬草場に就いては馬地そのものが解消したと述べている(『明代馬政の一考察』前掲)。

083 明史稿志卷六十、食貨二

084 梁方仲「一條鞭法」(中國近代經濟史研究集刊、四の一、一九三六、四五頁)。尙租庸調制が兩税法に變った時既に量出制入の原則が採用されていたのであるが(日野開三郎「兩税法の基本的四原則」法制史研究十一、一九六〇)、今や兩税法の現物收奪段階をすっかり終り、統一的な銀收奪を通しての量出制入が可能になったのであり、従って地方ごとの豫算までもが完全に中央によってコントロール出来るような國家に變貌したものと見做さねばならない。

085 明實錄萬曆十八年二月戊子

086 後湖志卷十「大查鉅典議據宜周謹陳愚見以重皇圖事題本」

087 一條鞭法の實施年代に就き、最も詳しい研究として梁方仲「明代一條鞭法年表」(嶺南學報十二卷一號)があるが未見である。

山根幸夫氏の「明代一條鞭法施行年代圖」(筑摩書房刊『世界の歴史十一』二九四頁)によっても萬曆九年以後全中國に廣がったことが判る。

088 韋慶遠『明代黃冊制度』(前掲、第五章第五節一三七、二四二—三頁)

089 梁方仲「一條鞭法」(前掲、六五頁)。

090 明實錄萬曆二十一年五月戊辰に

湖廣撫按題。全楚賦稅徵解規則、向來開載全書。歷歷漫久、增減那移、亟當釐正。編刻全書、堅石通衢、使楚民永爲遵守。上是之。

091 これらは北平圖書館の所蔵本を東洋文庫に於いて寫眞複製したもによつた。尙最近臺灣の學生書局からも複製本が出ている。

092 江西賦役全書「凡例」に

一、江省賦書、初刊冊止載稅糧總款、不開田地山塘、以致糧科輕重無憑稽考。續刊冊詳查畝數、載入科則。

093 先に確認したように覆文は萬曆十二年三月以後に許可されたから、南昌縣では何か特殊な事情があつて特例が認められたのかもれない。

094 江西賦役全書「凡例」のうち「刪摘原冊秋糧凡例」の一項に、

一、各州縣稅糧、(中略)萬曆玖年丈量。水堆沙塞俱不承丈。至拾壹年、行委南昌李推官・吉安茅推官、復將南昌縣丈量。魚鱗親供各冊、查明實在田地、各則算派稅糧。

095 徽州府賦役全書の凡例に

凡本府規則、與各府相同。照依舊額、無有更移者、不另揭。

尙後文にふれるように泰昌元年には萬曆十年清丈の原額に戻すよう命じられているから、「各府と同じ規則」がこの詔敕のことを指すとすれば、この賦役全書でもまさに張居正の丈量結果が採用されたことになる。

096 清實錄順治三年四月壬寅に

諭戶部。國計・民生、首重財賦。(中略)今特遣大學士馮銓、前往戶部、與公英俄爾岱、徹底察核。在京各衙門、錢糧款項數

目、原額若干、現今作何收支銷算。在外各省直錢糧、明季加派三項、蠲免若干、現在田土、民間實種若干、應實徵起運存留若干、在內、責成各該管衙門、在外、責成撫按、嚴核詳稽、擬定賦役全書、進朕親覽。頒行天下。

097 清實錄順治四年春正月癸未に

以浙東福建平定、頒詔天下、詔曰。(中略)一、浙江福建、人丁地畝、本折錢糧、併衛所屯糧、(中略)今浙東八府、併福建全省、俱自順治四年正月初一日起、俱照前明萬曆四十八年則例、徵收。

清實錄順治四年秋七月甲子に

以廣東初定、特頒恩詔。(中略)一、廣東人丁・地畝・本・折錢糧、并衛所屯糧、俱自順治四年正月初一日起、通照前朝萬曆四十八年則例、徵收。

098 明實錄泰昌元年八月丙午に

上即帝位。(中略)其以明年爲泰昌元年、大赦天下、與民更始。所有合行事宜、開列于後。(中略)一、先次恩詔各省直、自一十九年起、至三十四年止、各項錢糧、查係小民拖欠、悉與蠲免。(中略)仍照萬曆十年清丈原額、徵銀解部。其加增解鹽銀、盡行豁免、以寬民力。

099

神宗皇帝が萬曆四十八年七月丙申に崩じたため、翌八月丙午朔に三十九歳の皇太子が即位して光宗皇帝となり、明年を泰昌元年と改元する豫定であった。ところが光宗皇帝は二十九日間帝位にいただけで翌九月乙亥朔には崩じてしまった。そこで十五歳の光宗の長子が九月戊寅に即位して熹宗皇帝となり、翌年を天啓元年と改元することとなった。このため萬曆四十八年と泰昌元年とは

同じ年である。

000 陳登原『中國田賦史』（商務印書館、一九三六年）

001 重田徳氏は地丁銀成立の意味を吟味した際、明末の龍吟の「均圖謀野議」（康熙湘鄉縣志卷九）を引いて、かかる臺帳と現實との乖離を検討している（「地丁銀の成立と農民」中國史研究、五號四九頁）のであるが、しかしかかる乖離の問題は丈量の行われた時點から既に存在していたのである。

002 藤井宏氏が一條鞭法と地丁銀の相違を追求して、條鞭の特質を徵税の機械化、便宜化に求めた（「一條鞭法の一側面」和田博士還曆記念東洋史論叢、講談社、一九五二）のと結論は近似しているが、その意味内容は全然違っている。

003 一般的に郷紳を扱ったものには古く根岸信・内藤湖南・橋樸・松本善海等々の研究があつた。最近また郷紳の研究が盛んに行われ出した。最近十年間における明末清初期頃の郷紳を扱った論説の主なもの以下に掲げる。宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆」（史林三七卷三號、一九五四）、「アジア史研究四」に再録）、佐伯有一「明末の董氏の變」（東洋史研究十六卷一號、一九五七）村松祐次「清代の郷紳地主における土地と官僚」（一橋論叢四四卷六號、一九六〇）、安野省三「明末清初揚子江中流域の大土地所有に關する一考察」（東洋學報四四卷三號、一九六一）、村松祐次「清末蘇州附近の一和棧における地主所有地の徵税小作關係」（一橋大學研究年報經濟學研究六、一九六二）、近藤秀樹「清代の捐納と官僚社會の終末（上）（中）（下）」（史林四六卷二・四號、一九六三）、佐々木正哉「咸豐二年鄆縣の抗糧暴動」（『近代中國研究』五、一九六三）、村松祐次「清末の江南における小作條件と

小作料の催迫について」（一橋大學研究年報社會學研究五、一九六三）、古島和雄「近代中國の農村社會」（東洋學術研究五卷六號、一九六六）、小山正明「明代の十段法について」（『千葉大學文化

科學紀要十、一九六八）、奥崎裕司「明代における地主の思想の一考察」（東洋學報五一卷二號、一九六八）、濱島敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」（東洋文化研究所紀要五二冊、一九七〇）、重田徳「郷紳支配の成立と構造」（岩波講座「世界歴史十二」一九七一）。ところでこれらの中には、明後期以來の郷紳の大土地所有を清代の郷紳に連続させて見ようとするものと、清代の郷紳支配が明代の單なる地主的な大土地所有とは次元の違ったものであるとする見方との、二つの研究傾向が窺われる。後者の立場にあると考えられる近藤・古島・重田氏等の研究成果には示唆するところが多い。

004 いわゆる萬曆四大征を指す。

005 丈量と佃面耕作權との關連で官田耕作民に就いては拙稿「明後期の丈量に就いて」（史林第五十四卷第五號）參照。清代以後の佃面權に就いては「民商事習慣報告錄」（司法行政部、一九三〇）、天野元之助「支那農業經濟論（上）」第三章第九節永佃制（改造社、一九四〇）、仁井田陞「支那近世の一田兩主慣行とその成立」（『法學協會雜誌六四の三・四、一九四六、中國法制史研究、土地法』に再録）等を參照。

006 許孚遠の「議寺田免加餉疏」（敬和堂集）に

該前任巡撫右副都御史張汝濟因閩省兵食不敷、條陳查理寺田一款、議導委府佐能幹官員二員、將通省寺田盡數查出、其寺廢僧逃者、槩行入官充餉、無論寺在僧存者、除原給四分焚修外、其

餘六分充餉、田地通將界段畝數、盡報在官、設立官餉田。佃戶令其徑自領種、查照該地方田畝高下起租數目、照依時值折價、佃戶赴縣上納。(中略)夫有田則有租、此天下通例、不應在福建獨異。均之受田、均之納租、亦不應在僧人獨異。福建通省田糧、大略每畝八分之數。今寺田充餉、每畝既加六分。(中略)迺其外求之愈深、而處之愈迫、至欲盡取其充餉田畝、而歸之官、有司奉行者、不得其說則加之、又加或至於二三倍、甚至於六七倍、此豈人情哉。

明督撫表によれば許孚遠が福建巡撫だったのは萬曆十九年のことである。

前注(5)参照

前注(3)に紹介した佃戸の地位上昇に關する研究成果のうち、本論說で問題にした時期以前の十六世期中頃までを扱ったものは、十五世紀福建地方で起った福租撤廢のための鄧茂七の亂に關する一連の研究と、同じ福建でその後嘉靖年間頃から見られる佃戸の田面權取得に關する研究、更に地租定額納化への傾向に關す

る研究等を除けば、不斷に繰り返された農民戰爭でもそのスローガンや關争の成果はあまり明確にされていない。これに反して十八世紀末清初期以後の階級關争ではそのスローガンが明らかであることが多いばかりでなく、また以前のような流氓形態を採った關争のみでなく、生産の場に居坐つたまま日常的な關争を展開する逞しい佃戸像が明らかにされている。従つて丈量の行われた十六世紀後半の當該歴史段階に於いては佃戸の地位が今まさに上昇しつつある過程にあるのであり、地主と國家の共通の危機意識を定着させる程に、既に佃戸の抗租關争が江南全域で日常化もしたまたその地位も安定化していたとは考えられない。

附記

本稿は昭和四十五年度京都大學大學院文學研究科修士課程研究報告の一部に加筆修正したものである。本論說作成に當り佐伯富教授を始め指導教官各位から濫い御教示を受け、たことをここに記して謝意を表する。